

許可番号 01000016103

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3

氏名 比留間運送株式会社

代表取締役 比留間宏明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 5年 6月 10日

許可の有効期限 令和12年 6月 9日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鋳さい、⑮がれき類、⑯動物のふん尿、⑰動物の死体、⑱ばいじん、⑲動物系固形不要物（以上19種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑭については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑱については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 8年 6月 10日	新規許可
平成 13年 5月 14日	変更許可
平成 13年 6月 10日	更新許可
平成 18年 6月 10日	更新許可
平成 23年 5月 16日	変更許可
平成 23年 6月 10日	更新許可
平成 28年 6月 9日	変更許可
平成 28年 6月 10日	更新許可
令和 5年 6月 10日	更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無